

特116

827

大日本皇國國體要論

全

~~254~~
~~158~~

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



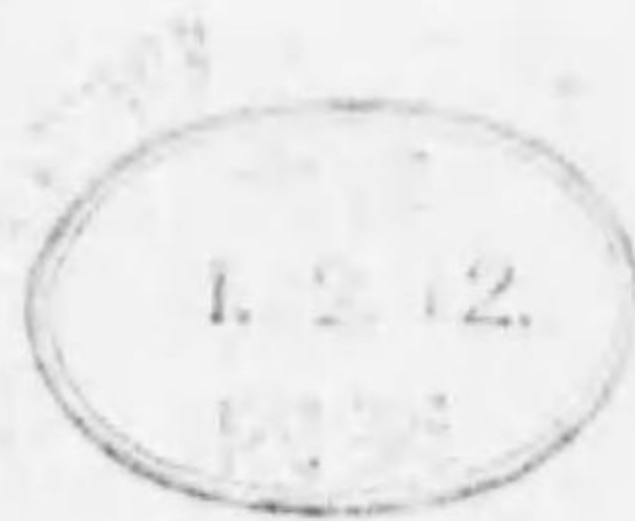
特116
827

神職 中川周順著

大日本皇國國體要論 全

山城
山科

花山神社藏版



大日本皇國國體要論目次

序 文 發論の大意

國原章第壹國の原由來歴を明かす

第一條 國原及皇統略歴

第二條 民族の系統及習性

國名章第二、國名の義を明かす

第一條 神國の解

第二條 言の國の解

一 一 七 八 八 八

第三條 やまどの國の解

十

第四條 日本國の解

十三

第五條 まことの國の解

十四

國體章第三、國體の大義を明かす

十四

生本章第四、生の本原の義を明かす

十五

第一條 生の解

十五

第二條 生の本原の解

十六

第三條 神は生の本原たるの解

十六

第四條 前條に次く國語かみの解十七

第五條 天皇は生の本原たるの解十八

第六條 前條に次く國語すめらみ

ことの解 二十

第七條 親は生の本原の解 二十一

第八條 前條に次く國語たやの解二十二

第九條 生の本原大小の解 二十三

第十條 前條に次く本末上下の解 二十三

尊本章第五生の本原を尊ふの義を明

かす

三

第一條 本章緒言

三

第二條 國語「たか」の解

三

第三條 神に「たか」の御名ある解

三

第四條 前條に次く高天原の解

三

第五條 同しく陰陽二神の解

三

第六條 神の御祖に「たか」の御名あ

三

る解

三

第七條 皇上に「たか」の御名ある解

三

第八條 前條に次く高御座の解

三

第九條 親に「たか」の名ある解

三

第十條 「たか」の二言連絡の解

三

第十一條 言にかりし字に依りて國

三

性を證明する解

三

報本道名章第六生の本原に報ゆる道

の名を明かす

三六

孝道章第七生の本原に報ゆるまつる

の道の義を明かす

三七

第一條 國語まつると孝道の解

三七

第二條 孝道の要素

三八

第三條 皇道の孝

三九

第四條 臣道の孝

四〇

第五條 人の神に報い奉るの孝

四一

第六條 前條に次く無量神恩の解

四二

第七條 同しく神社の解

四三

第八條 臣民皇上に報い奉るの孝

四四

第九條 子の親に報ゆるの孝道

四五

第十條 孝道は諸道中最上道たる

四六

の解

四七

武道章第八生の本原に報ゆるたける

の道の義を明かす

四八

第一條	國語「たける」と武道の解	七
第二條	武道に伴ふ被の道の解	八
第三條	武道の功用と原因	九
第四條	神皇親各別に報ゆる武道	十
第五條	武道の功德	十一
忠道章第九	生の本原に報ゆる「うめる」の道の義を明かす	十二
第一條	國語「うめる」と忠道の解	十三

第二條	忠道は事實の道の解	十四
第三條	生人の神に報い奉る忠道	十五
第四條	臣民皇上に報い奉る忠道	十六
第五條	子の親に報ゆるの忠道	十七
第六條	重ねて忠道の實を説く	十八
終結章第十	本論を終結す	十九
跋文	松竹梅の賛辭	

序

夫惟神之大道者即世段之大道也然天
幸令我國土享受斯大道包含絕對特殊
之國性奉持萬世不變之國體而不失焉

謹惟

皇祖 天照日之大御神垂跡於 皇土
行教於 天孫是故

皇宗神武天皇開國創業之時法於神勅
祀天神地祇親伸大孝之禮而開闡人道
爾來歷世

天皇連綿奉斯道撫育臣民于茲二千五
百七十年今後幾千萬秋成不拔國體而
行寔契合神言是故君民一致一舉一動
莫不由斯道之宏謨然而斯道之於我國

異他諸道宗教之命脉存於經典說之教
之者神代相承直言直行無藉經籍之要
雖然世運之趨勢有文學宗教貢獻有伎
藝學術輸入日進月化時茲移今也與萬
國親交密接其所得之利不小則其所受
之害亦不尠矣人々感染他國之習性惑
溺宗教之皮相而我固有之德性漸踈且

遠而竟忘我國之大本動則屬敬神於迷
妄附國禮於度外吁是一利一害教理之
所令然乎是故今至有說我國體即神道
之大義教之弘之之要於是 不德重遠洞
觀惟神之大道即我國體之真理深考熟
思旨萬人易解漢言國語隨宜雜之首章
畧述我國之原由次章明國名之義自三

章移國體之說明列章逐條舒述而終結
題曰大日本皇國國體要論是所以法我
國體論說大道之玄要也願以此微衷報
我生成本原之恩德併期與同胞諸君不
過進步之方針更冀天下之志士為衆利
博愛深重考究普及斯道于全世界云爾
聖世明治四十五年三月五日

源重遠 謹識

大日本皇國國體要論

大日本皇國公民神職中川周順源重遠謹述

國原章第一 國の原由來歴を明かす

○第一條 國原及皇統の略歴

天 謹み惟みれは神系一統天樹の皇業を
繼かせ玉ふ畏くも

今上天皇の所知^{シロ}食^{マス}我大日本の本原は直

に是世界の本原なり我國史に徴し之
を綜合すれば

天地初發の時高天原に成りませる神は

天之御中主神

高皇產靈神

神皇產靈神

此三柱の神並獨り神成りまして御身
大隱し玉ひき又次に

伊邪那岐神

伊邪那美神

此二柱の神獨り成りましき此時に

天津神諸の命以て

伊邪那岐 伊邪那美の二柱の神に詔り

曰く是の多陀用幣流國を修理固成せ

よと即ち天の沼矛を賜ひて言依し玉

ふ於是伊邪那岐神伊邪那美神此二柱

の神天の浮橋ウキハシに立タし玉タマひて其沼ヌ矛コを
指下サシして畫カき玉タマひ鹽シホ許コ表ヲ呂ロ許コ表ヲ呂ロ迹ニ
畫カき鳴ナして引ヒキ上アゲ玉タマふ時トキに其矛コの末サキよ
り滴シタる鹽シホ累カサチり積ツみて成ナれる嶋シマは是游ユ
能ノ碁コ呂ロ嶋シマなり於コ是ニ二神ニカミ其嶋シマに天降アメノリま
して天アメ之ノ御柱ミナシラを見立ミタテ八尋ヤヒロト殿トを見立ミタテ
伊邪那岐神イセナキミ其妹イセナメノミ伊邪那美神イセナミノミに問トひ曰イハ
く云々

是に於て二神既に所有アラユル國クニといふ國を
生み玉タマひ所有アラユル神カミといふ神を生み玉タマひ
て最終イハハテに火之神ヒノカミを生みましき此火之
神カミを生み玉タマふによりて伊邪那美神イセナミノミは
美蕃ミホト登見トヤカヘ炙ヤカて神カミ避サリまし黄泉國ヨモツノクニに入り
玉タマひぬ於是伊邪那岐神イセナキミ妹神イセナメノミの御迹ミアトを
慕ヒひ玉タマひて黄泉國ヨモツノクニに向ムカひ玉タマひし時に
其黄泉國ヨモツノクニの汚穢ケガレに觸サれ玉タマふを忌イハみし

くねもほし玉ひ阿波岐原に楔さ被ひ
玉ふ時に又諸の神等を生みまし生み
終に

天照日之大御神

月讀之大御神

須佐之男大御神

此三柱の貴き御神を生み玉ふ之を歡
喜玉ひて

天照日之大御神は高天原を

月讀之大御神は夜之食國を

須佐之男大御神は海原を各所知と詔り

玉ふ此時前の二柱の大神は其御言の

まに々々所知玉ふも獨り海原を所知

玉ふへき須佐之男大神は大御言に背

き反りて根の國に退去玉はむとして

天照大御神に奉辭まさむと天に昇りま

す此時擲明玉命迎へ奉りて獻に瑞之
八坂瓊之曲玉を以てすれば
須佐之男尊之を受け玉ひて轉して
天照大御神に奉獻り仍て共に誓約し玉
ふ其時其玉に感で、御生れます神は
正勝吾勝勝速日天之忍穗耳尊なり
天照大御神此御子吾勝尊を愛育し玉ふ
吾勝尊は栲幡千千姫命を納れ玉ひて

天津彦尊を生み玉ふ是
皇孫瓊々杵尊なり此尊
天祖天照大御神高皇產靈尊此二柱の神
の詔を奉けて天降ます時に
天祖二神相告曰く夫豊葦原之瑞穗之國
者吾子孫可王之地皇孫就而治焉寶祚
之隆當與天壤無窮矣即以八咫鏡及草
薙劔二種神寶授賜皇孫永爲天璽此時

群神奉勅陪從天孫天孫此群神を帥ひ
玉ひて筑紫の日向の高千穂穗觸峰に
天降りまし玉ふ而後

天孫瓊々杵尊海神之女豊玉姬命を媁し

て

彦瀲武鸕鷀草葺不合尊を生みましき而

後此彦瀲尊玉依比賣命に娶ひまして

神倭磐余彦尊御生まし玉ふ此磐余彦尊

皇後に群大御神の大御言の心を宣ひ奉

神武天皇と稱し奉る而して此

天皇開國創業し始めて皇國を統御し玉

ふとき

皇天二祖大御神の御言に則りとらせ玉

ひて天神地祇を祀り親しく大孝の禮

を伸へ人道を開闡し玉ふ是人皇第一

代の故に畏くも

皇宗天皇と尊崇し奉る此天皇の行ひ始め玉ふ大御業は即是惟神の大道なり斯大道を歴世の天皇日繼ツキに承繼ツガセ玉ひて今上天皇現ウツし御代を所知食玉ふに至る千萬秋一日の如く安らけく臣民を子育し撫愛し玉ふこと實に皇天二祖大御神の大御言の今日マナタ前行

はれつ、猶今後幾千萬秋不拔の國體と成りて行はる、こそ寔に畏み奉るの極みならずや

○第二條 民族の系統及習性

謹ツツミ惟ツツミに天祖大神の勅を奉け天孫に陪從し天降りまし、八十ヤソ萬マン神等カミミタナは即我民族の遠祖なり此遠祖八十萬神の裔ミケエ彌イ增マシに彌イ增マシて今幾千萬の臣民畏くも

天皇に仕へ奉ること天上の儀の如し是故に我民族の習性に於けるも君民尊卑の禮オ自ら正しく上下の義淨穢の別苟くも混亂することなし而り如是の禮義は人世の所定にあらず大古神代に創始し人心の根底に印して失はざるものなり是故に若し上下を攪亂し本末を顛倒せむとするものあるも畢

竟月前の雲翳永く住まらず清流の投泥何そ久しく保たむや是他なし世界無比我國性の然らしむる所以なり
國名章第二 國名の義を明かす
我先人に之を聞く我大日本は行事を以て名を負ふの國なりと

○第一條 神國の解

抑我國名を按するに一に神國といふ

神國と曰は畏くも

天神アマツカミ此の國土を生み玉ひ而して神裔カミノミタの
天皇之を所知シロシめし神の降し玉ふ臣民之
に處り神の垂れ玉ふ道を奉して違ふ
ことなし是故にかみのくにといひ之
に字をかりて神國といふなり

○第二條 言コトの國の解

又一に「ことば」の國といふ按するに我

國上古文字あらず皇神スメカミ等の御言コトの幸サ
きはへ幸きはへて道自オら成る此道直
に言ひ直に行ひ口々相傳へて萬世斷
ゆることなし是故に言魂コトタマの幸きはふ
國といひ之を單に「ことば」の國といひ
此「ことば」に言の字をかり言を「ことば」
と訓む是此言直に我國の歴史なり是
故に知るべし我惟神の大道は言に存

して文に存せざることを然るに若し
言を措^オいて文に求めは譬は足を捨て
、千里を談るか如く迂遠も亦太しと
いふへきなり然れども中古文字の貢
獻ありしより國語に代るに文字を以
てするもの久し是故に便宜上何の時
よりか言を假位視し反りて文字を本
位視するに至る此即自然の勢とこそ

いふへきなり之か爲めに古事真理の
探究上稍見解を誤り烏焉を魯魚に添
ふるの憾なき能はざるもの甚からず
例^タへはたかあまのはら^ヲをいふときは
高天の二字に奪はれ又國名やま^ヲを
いふときは山の字に偏重し却りてた
か^カあま^マやま^マの國語の如何に就て語原
深く追究せざるもの、如し注意すへ

きことならずや

○第三條 やまとの國の解

又我國は本の名をやまとといふ此義を按するにやまとのやはいやのやなり又やは矢なり矢の前進して不退の狀を我國語にやといふ此やの言に彌音美切の字をかりて彌をやと訓む蓋し彌は彌綸の義にして即ち満ち且る

の意なり然れば我國語のやに適ふを以て是に此字をかりしは當然なり又まはましますのまにして物の漸次繁茂するを我國語にまといふ此國語のま音作答切に増の字をかりて増をま音作答切と訓む蓋し増は増殖の義にして物の増進して減退せざるを意味するの字なり然れば増の字性我國語のまに適

す

又「と」は「ひと」の「と」なり夫「と」は事物對照の格語なり例せば此「と」彼「と」といひ又我「と」汝「と」と云ふ如く物の單獨ならず必らず双立に要すべき言なり此國語の「と」に人音而鄰切の字をかり人を「と」と訓む蓋し人の字性臣等父子相依夫婦立言兄弟君共朋友立等相故也依テ我國語の「と」に適する故な

り又「と」に「ひ」を冠カフらせて「ひと」といひ隨て人の字を「ひと」と訓む爰義解あり省くりされは我國名の「やまと」に字をかりて彌増人と書くへきは當然なり蓋し此彌増人の字を「いやすひと」と訓む古例まあまりされは「やまと」は「いやすひと」の約ヅまれる言とする乎否「いやすひと」は「やまと」の伸ヒ擴ガりたる言とす

る乎語原深く吟味すへき所なり然れ
とも説者は後段即「いやますひ」とは「や
ま」との伸ひ擴かりたる言とし我國名
の「やま」とは當初神代に定まりたるも
のと斷定して疑はさる勿論なればな
り故如何となれば此「やま」といふ言
の起りたる原由遠く神代にあればな
り義解くあ

○第四條 日本國の解

又我國語の「やま」とに日本の二字をか
り日本を「やま」と訓むことは古事記
又日本書紀に見ゆるか始めにして現
に今此「日本」の二字こそ我國の正號と
なれり

又此「日本」の字を訓みて「ひのもと」とい
ふ之を按するに「ひのもと」は日の出る

本といふにあらす、日を本とするといふ義にして所謂日本國は日の本の國なり其故は我國は畏くも

天照日之大神を皇祖と仰き奉る國なればなり然れば「日の本」の「日」は日之大神の日にして本は本津御祖の本なり改め申せば日本といふは日之大神を本津御祖と仰き奉る我國體

を其儘にいふ即名實一致尊き御國の稱號なり然り日本は日を本とする我國の國體に因める國名たると同時に我國の本の名やまことの代字たるや疑ふへからす

○第五條 「まこと」の國の解

又一に「まこと」の國といふ此國語の「まこと」に「信」の字をかり「信をまこと」と訓

む蓋し信は信實の義にして言虚妄な
らざるを信といふ然り我國言行一致
の故に言に虚妄なし是故にまことの
國といふなり然り我國人にして國名
を解せざるへけむや國名によりて事
を行はざるへけむや 諸餘畧之

國體章第三 國體の義を明かす

夫我日本の國性を觀するに生の本原

を尊ふの道備り自ら國性の體と成り
又生の本原に報ゆるの道備り自ら國
性の用と成る蓋し用に三あり斯一體
三用合して鼎形を成し萬世不拔天地
と與もに行はれて極みなきもの是を
惟神惟神爰に「かみ自然に成る」と訓むひな
りの大道といひ又斯惟神の大道を單
に稱して神道といふ此神道自ら天地

と理を同ふする故に一に天地の公道
といひ又人身と理を同ふする故に一
に世界の人道といふ斯道是萬世不變
なり此萬世不變の道を含有する是我
國性なり萬世此國性に活動して失は
ざるものは我國體なり本章との分章より
生本章第四 生の本原の義を明かす

○第一條 生の解

夫れ生は儒に蒼生といひ又一に天地
の大徳といひ佛に衆生といひ我にあ
をひとくさといひ又うみといふ所謂
現世界に形質を具へ成り出るもの、
總てを生といふ然れとも今此に擧る
所の生とは道理の解釋に預るへき我
生人を指し而して其他萬物をも兼ね
いふなり

○第二條 生の本原の解

生の本原に三あり曰く

神と皇と親と是此三なり此三本を大本原とし又義父義母恩師教師授業師其他我生成を補益するもの、總てを次ぎの本原とするなり

○第三條 神は生の本原たるの解
謹み惟ふに天地未た有らざる時一物

あり之を混沌といふ混沌已に分れて天地成る之を世界といふ世界已に成り國土山川草木人畜オ、ツカラ自然生るもの是神靈徳化の作用即生の本原也之を上古自然にかみわさといふ此自然の言のかみに神の字をかり神をかみと訓み用ひたり蓋し神の字性孟知子聖而不可我國語のかみに適ふを

又周書謚法民無能名謂神

我國語のかみに適ふを

以て是に此字をかる當然なり又わざ
に所爲所業等の字をかるべく當然な
るべし

○第四條 前條に次く國語かみの解
而して此國語かみの義を按するにか
みのかはかくりにしてみはみたまな
り如何となればかくりはかに約まり
みたまはみに約まる故なり然り此か

くりみたまの約まれるを自然にかみ
といひしこそ之を上古神隨カミナカラの妙とい
ふべきなり

又かくりはかくれにして無形即眼識
に觸れざる幽界をかくれといふ
又みたまはみちたまるにして神靈常
に幽界に充滿し玉ふをみちたまると
いひ又かみつまるともいふなり

然り此幽界に充滿し玉ふ神靈の御威
稜に因りて生り出る人畜草木其他萬
物等皆是神の生み玉ふの子なり是故
に應に知るべし神は是我生の本原な
ることを

○第五條 天皇は生の本原たるの解
神人と生れまし玉ひて

皇祖天照日之大神

高皇産靈神

此二柱の神の大御言のまに々々顯津
國を建て皇業を開き玉ふ

皇宗神武天皇を始め奉り其皇業を日繼
に繼がせ玉ふ代代の

天皇萬世極みなく國の父母と成り我臣
民を子育し撫愛し玉ふに依りて萬民
安らかに此生成を遂く是故に畏くも

天皇を生の本原と尊崇し奉るなり而して

天皇を我國語に「すめらみこと」と申し奉り此國語の「すめらみこと」に皇の字をかりて皇を「すめらみこと」と訓む蓋し皇の字性玉一篇皇君論語皇皇上帝註謂大一天帝謚法靖民則法謂皇我國語「すめらみこと」に適ふを以て是に此字をかりしは當然なり

又皇に天を冠し天皇と申し奉ること
は尊無上を表し奉る故ならむ

○第六條 前條に次く國語「すめらみこと」の解

謹みて我國語「すめらみこと」の義を按ずるに「すめら」は「すべる」なり「すべ」は「畏くも

天皇我臣民を統御し玉ふの義なり又「み

ことは御言、勅命の義にして畏くも

天皇は

天祖大御神の聖勅を體守して臣民を統

御し玉ふの故なり改め申せば

天祖大御神の御言を

天皇御自の大御身と爲し玉ひて我臣民

を統御し玉ふ尊き御天職にあらせら

る、故に畏くもすめらみことと申し

奉るなり別けて申せばすめらは御天職の聖號にしてみことは聖躬を稱へ奉るならむ

○第七條 親は生の本原の解

神の生みまし、人のつぎ々に我自

らを生むものはたやなりの爰に擧るとは所

現に吾身を速祖の父母をのみ兼ねいふ

なり是故にたやは即ち生の本原なり而

して我國語の「おや」に親の字をかりて
親を「おや」と訓み用ゐたり蓋し親の字
性註孝經ノ序ニ親一譽益ヲ著ガ我國語「おや」の義に
適カふを以て是コに此字をかりしは當然
なり

○第八條 前條に次ぐ國語「おや」の解
我國語「おや」の義を按ずるに「おや」の「お
は」は「おほし」「おほひ」なりの「お」と同じく即

ち多大をいふなり又「おや」は彌榮ヤサカエ彌進ヤスマスの
「や」と同じく即ち不退進行や國名第三條
の如ノをいふなりされば「おや」といふは
子を「おほく」「およふ」を祝コトホぐ心より湧ワき
出る言にして所謂子孫の増殖繁榮を
希コひ願ネぐ慈愛の心の離れざる父母の
真マコ心を稱タへて「おや」といふなり

○第九條 生の本原大小の解

前第三條以下に説く所は即ち生人の
最大本原なり其小^{ツギ}なるものは義父義
母恩師教師授業師其他生後慈愛保育
等總て生成の利益を受くる無數のも
の是皆生の本原なり而り斯く説く所
大小ありといへども恩徳授受の理に
於て大小の別あるにあらず唯報ゆる
に於て先後の差異あり必ず先づ大な

るものに盡し而して其小なるものに
盡すべきなり

○第十條 前條に次^ツぐ本末上下の解

曰^カ本原は所謂本^{モト}なり本^{モト}は末^{スエ}に對する
の義にして末あり本あらずといふこ
となし是我^レ生人に限らむや
曰く何をか本とし何をか末とす曰く
世界^{アラユル}所有萬物萬行は皆末なり必^ス各^ク其

本原あり譬へば木末コズエの枝葉榮ゆるは木根キネの本原ある故なるが如く我生人生成發達の益を得るものは必ず施徳授恩の利者あるに因る是故に利者は本なり之を上とし得者は末なり之を下とす此本末上下の自オら正直なる是我神道カの大本なり是故に能く此大本に順ふ之を善行とし此大本に順はさ

る之を惡行とす我生人にして此理を遂行せざるべけむや

尊本章第五 生の本原を尊ぶの義を明かす

○第一條 本章緒言

我國性に生の本原を尊ぶの道あり夫れ生の本原とは即ち前章に説く所の如く神と皇と親と是生シの大本原なり

此、生の本原を總稱して上古神隨の言カムナガラコトハに「たか」といふ此「たか」の言に依りて我國性中生の本原を尊ふの道あることを證明するに充分す次條以下説く所に就て見るべし

○第二條 國語「たか」の解

我國語「たか」の義を按するに抑、生の本原に陰陽の二あり陰は女性にして其

體形内に凹ノボむ是女の内事を主るの因なり又陽は男性にして其體形外に凸トツりあまる是男の外事を主るの因なり而して陽即男性のもの即父之を「た」といひ陰即女性のもの即母之を「か」といふ是「たか」の言の生る、所以なり

○第三條 神に「たか」の御名ある解

別けて神に就ていへば人の身體即ち

形質の原を生み玉ふ神は即たの神なり之を

高皇産靈神タカミムスヒノカミと申し奉り又心の本の神は

即かの神なり之を

神皇産靈神カミムスヒノカミと申し奉る而して此二柱フタハシラの

神に

神漏岐神カミロキノカミ

神漏美神カミロミノカミ

伊邪那岐神イザナギノカミ

伊邪那美神イザナミノカミ

の御名あり是同神異名ならむ其故は

神の御威稜ミケヒの成り立ち玉ふに随ひて

御名も亦同しからざるものと信する

故なり然り此神等を稱へてたかの神

と申し而して此たかの神の御座所ミマシトコロを

高天原タカマノハラといふなり

○第四條 前條に次く高天原タカアマノハラの解

謹みて高天原の義を按するに高天原の高は言のたかにかりし字なり言のたかは生の本原の神をたかと稱へ奉ること前條に説く所の如く即ち此たかなり

又天を「あま」といふも天は「あま」の言にかりし字なり而して其言の「あま」とは

神カミの御坐所ミマシトコロを「あま」といふ別けて此義を按するに「あま」の「あは」を「に通し」に「通し」「いまた」みに通ず然れば今俗に居室を「いまた」といひ又「たまた」といふも是神の御坐所を「あま」といふ言の轉訛したるものなり然れば「あま」は神の御坐所なるを尊ひて天の字をかり天を「あま」と訓み用

ひたる甚當なるべし然れは高天とは
即ち神の御坐所をいひしことなり
又原は言のばらにかりし字なり其言
のばらはばれはるの義なり其故はら
は「れ」るに通ずればなり而して其「ば」ら
なるものは廣濶にして而も遮障なき
所を「ば」らといふこと廣野を「の」はらと
いひ大海の上を「う」なはらといひ雲な

き空を「ば」れはるといふ如し然れは高
天其所は洪荒漠然肉眼を以て一物色
だも見認め得ざれば名づけて「ば」らと
こそいひけむ

然り然るに若し人あり我に高天原の
所在如何と問はば答へて曰はむ高天
原は現に眼に觸るゝ日の坐し月の回
り坐す天空とする乎又眼觸以外即凡

人智慮の及ばざる神域即幽界とする
乎何れとも固とより定見を附しがた
し唯定見の附しがたきのみならず凡
人にして神の坐所ミマシトコロを知らむとするは
痴迷も亦太チハダしといふべし是故に知る
べからざるを以て當然とするなり然
れども高天原其名は我生の本原たか
の神の御坐ミマスす所なりといふことは唯

言の上より見て確實なりと

○第五條 前條に次く陰陽二神の解
謹みて

高皇産靈神タカミミムスビノカミの陽神たるべく

神皇産靈神カミミムスビノカミの陰神たるべくの義を按ず
るに先づ

高皇産靈神の御名の上より察すれば高
は即ちたかなりたかとは此神ヒト一柱ハシラに

て父母の二徳を具へ玉ふの神にして
我身體即形質の原を生み玉ふの神な
れば父母の御名あることを察するに
足り又皇産靈は「みむすび」なり「みむす
び」は實結にて實は實核。結は結固むる
の義なり然れば

高皇産靈神は現に眼に見へ形ちある身
體の原素即ち實核を結ひ玉ふ父母の

神心今世産の諺ぬに父母は子のこの形實産にむ當
りれなれば正しく陽神とすべし又

神皇産靈神の御名の上より察すれば神
は「かくれ」みたま生本章第四の如しな
り皇産靈は「みむすび」即ち實結にて前
に説く所と同しく然れば此御神は無
形にして眼に觸れさる心の實核を結
び玉ふの神なれば正しく陰神なるこ

とを知るべきなり

○第六條 神の御祖にたかの御名ある

解

又神に御祖あり其御祖の神をもたかの神と申し奉ることにて就て述むに伊勢の山田の外宮に高の宮あり而して其高の宮の鎮ります所を高倉山といふ此高は所前の條に説く即ち父母なり倉は

御坐なり然れば高の宮は

皇祖天照大御神の御祖即父母にあたら

せ玉ふ

大皇祖伊邪那岐大神の鎮り坐す御家代

の故に高の宮の御名あるべく又其高

の宮の鎮坐地なれば高倉山同しは坐くと

の字の言にかきりし字なり又倉は次條に高

倉通りと申す例を省きむて高とこそ申し

し奉るべくならむ

○第七條 皇上に「たか」の御名ある解

皇上は神の御心を承繼玉ひて我國の父母と成り臣民を子育し玉へば畏くも皇上を父母の大君と申し奉ることそ至當なるべけれ故に其御坐所を「たか」みくらと申し奉り之を字に高御坐と書くなり然れば京都の御所の正面の通街

を高倉通といふも畏き高御坐の御前の通街なる故なり

○第八條 前條に次ぐ高御坐の解

謹みて高御坐の義を案ずるに高御坐の高は父母の大君の「たか」にかりし字なること前條高天原の高と同く又御坐の御は「みちみつる」の「み」にして所謂美稱なり又坐は「くらす」の義なるべく

其故は今人民か居所を構へ日を過す
ことをくらすといふに依れば居所を
くらしところといひ又日を過すをも
くらすといふに依て知るべきなり然
れば高御坐とは我國民の父母の大君
の安坐ヤスラけく日を御過し玉ふ所なる故
に高御坐タカミクラとこそ申し奉るべくならむ
○第九條 親にたかの名ある解

神の妊娠カミヤドし玉ふ吾人を生む二人の親
即ち父をたといひ母をかといふ而し
て其父のたをたたといひ母のかをか
かといふなり又父をちちててととと
いふも皆たたの音通にして其意たた
に同じ又母をははままたたといふも
皆かかの音通にして其意かかに同じ
如是たをたたといひかをかと言踊コトハカ

り言ふことは親情の切なる我_レ國固有の習慣なり又其居所をいゑといひ其いゑのゑはやに通すればいやといふ此いやのいを省きて單にいゑをやといふこと今世の人のいふ所の如し

○第十條 前條に次ぐたかの二言聯絡の解の如くといふこと前各條説く所の如くといふこと

神も 皇上も 又親も總_スへ稱_スへてたかといふこと明らかなり而して此國語のた又かの二言連絡してたかといふことは今兩親父又母を父母といふに同くたかの二言合して一の熟語と成りてたかといふことなれり

○第十一條 言にかりし字に依りて國性を證明する解

我國語「たか」の言に高の字をかり高を
たかカと讀み用ひたるは高の字性小補韻會
篇高敬也又也玉我國性生の本原の「たか」を
尊崇するの義に適ふを以て是に此字
をかりしは當然なり爾來我國語の「た
か」は即高。高は即「たか」と字訓密攝して
相離れざるに至り終に世の高方即見
上る所を「たか」といふに至る是言行一

致真言マコトの國の妙處此に存せり又生の
本原を崇敬する我國性の例證も亦之
に依りて明らかかなり

又我國古來上の字を「かみ」と訓み來る
ことは我國性生の本原の神カミを尊ヒ神
を常に上位に仰ギぎ頂くクの自然に慣れ
上位を指して直に「かみ」といふこと高
方を「たか」といふに同く世の上方を稱タカ

へて「かみ」といふこと、成れり
又孝の字を「たか」と訓むことは孝の字
性子の親に事ツカふまつるといふ字なれ
ば我ガ生の本原「たか」の言に孝の字をか
りしも亦謂われなしとせず
又尊の字を「たか」と訓むことも生の本
原を尊崇する國性の故に尊の字を「た
か」と訓むこと亦然り

此外我國語の「たか」にかりし文字數多
ありと雖も義解大オホ凡ヨソ皆然り

然れども「たか」の言にかりし文字は高
の字を以て正とし其他は從とすべし
其義は前に説く所に就て察知すべし
要するに「たか」の言に高の字をかり又
孝尊之に次ぎ又上の字を「かみ」の言に
用ひしこと等皆生の本原を尊崇する

に因據することを知るべきなり

是故に生人我^カ生成の本原を尊崇せざ

るべからざることを知り之を守り之

に率ふは則ち我^ガ生人の道なり

報本道名章第六 生の本原に報ゆる道

の名をあかす

曰く生の本原に報ゆるの道三あり

一をまつるといひ 二をたけるとい

ひ 三をうめるといふ 是此三なり

蓋し道^{ミチ}を斯に相續不斷と解す

孝道章第七 生の本原に報ゆるまつる

の道の義をあかす

○第一條 國語まつると孝道の解

夫まつるとはまつるふなりまつるふ

は服従の謂ひなり此まつるの國語に

孝の字をかり孝をまつると訓む蓋し

孝は孝順の義なり孝の字性玉篇ツツルカ
と訓シ又周書謚法至順謂孝又礼註 我
疏卷四十八祭義思慈愛忘勞謂孝
 國語まつるに適ふを以て是に此字を
 かる當然なり而り此まつるの國語に
 孝の字をかりてよりまつるのみちを
 孝道と稱す
 ○第二條 孝道の要素
 斯の孝道や生の本原に報ゆるの要道

にして遠く神代に起原し來りて我國
 の美習と成る獨り我國の美習と成る
 のみならず世界人道の本原にして一
 切の諸道長父の親夫婦の和皆斯道を
 以て本とし又斯道に依りて成る例へ
 ば地徳の天恩に報い天恩と地徳と相
 俟つて萬物悉く生成するものと理を
 同ふす是故に生人誰か斯道を尊重せ

ずして可ならむや

○第三條 皇道の孝

謹み惟みれは

皇宗神武天皇曰

日本書紀 神武天皇條

上則答乾靈

授國之德下則弘皇孫養正之心

又曰

同條に見ゆ

我皇祖之靈也自天降鑒光助朕躬今諸虜已平海内無事可以郊祀天神用伸大

孝者也乃立靈時於鳥見山中

又

今上天皇詔曰

明治三年正月三日 神靈鎮祭の詔

天神地祇八神暨列皇神靈于神祇官以申

孝敬

又

戊申詔勅

明治十四年三月十一日 宣下の詔 等大凡歷世

天皇の宣らせ玉ふ詔勅は皆是上先神先

皇の恩徳に報い玉ふと同時に下臣民に垂れ玉ふの洪範なり換へて申せば皇上の天職に竭くし玉ふの御孝にして即ち皇道の孝なり

○第四條 臣道の孝

我朝臣常に

天皇の垂れ玉ふ斯洪範を持し詔に遵ひ命に奉じし之を衆庶に施して遺る所なきものは是即ち臣道の孝なり

○第五條 人の神に報い奉るの孝道

天我生人神に報い奉るの孝道は吾身生成の恩功と吾身の育養に供する萬物生成の徳澤等日々夜々に享くる無量の神恩を慮りて専ら穢惡を拂ひ最尊最敬の禮を以て神祇を奉祀し謝徳の實義を行ひ奉るは是我生人神に報ゆ

るの孝道なり

○第六條 前條に次く無量神恩の解

惟ふに大凡世界に成り出る萬物の生成に關かる一呼一吸の空氣は畏くも我生成本原の神別けて申せは

天照日之大御神、天津神、國津神、八十萬の神等の幸きはへ玉ふ御威稜の賜ものなり

然れども他に一種特性の物あり即不淨空氣是なり

曰く前者は我生成本原の神の御威稜に因りて成り出て生を利する即ち純

淨の空氣を司とり玉ふ直日ナホヒ大神直日ナホヒ神之御威稜をいひ

後者は純淨の空氣に混同し來りて我生類を害ふへき黄泉大神ヨモツの御威稜に

因り成り出る不淨空氣を司り玉ふ禍
津日ツヒ大八禍津日ヒ神の御威稜をいふ
今爰に前理由の概畧を舉ぐれば
抑ムク禍津日神は

天祖伊邪那岐大神其妹神

伊邪那美大神の御跡を慕ひ玉ひて黄泉
國に入り玉ふ時に其黄泉の穢垢ケガレに因
りて成りませる神なり

又直日ナホヒ之神ノカミは

伊邪那岐大神黄泉國の穢垢を忌イヒしく思フモ
ほし玉ひて其禍マカを直ナホさむとし安波岐アハギ
原に禊ミツき後ハひ玉ふ時に成りませる神
なり

是故に禍津日神は穢惡邪曲を好コみ死
を迎へ玉ふべく又直日之神は穢垢を
惡ニクみ清潔を愛メて生を好み玉ふべくは

當然の理なり故に若し人穢惡邪曲な
らば禍津日神其所に臨御し玉ふ故に
此穢惡に觸るゝ空氣は禍津日神の御
威稜に化せられて純淨の空氣も忽ち
不淨空氣と成りて生殖を害ふべし是
故に若し人穢惡邪曲を拔ひ身心清潔
ならば直日之神其所に光臨し玉ふ故
に其所の空氣若し不淨なるも直日之

神の御威稜に化せられて忽ち純淨の
空氣に復活し生成發育を利すべし是
故に前條に曰ふ日々夜々に享くる無
量の神恩とは汚垢を惡み清潔を愛て
人は更なり萬物の生成を好みし玉ふ
直日之神の御威稜の空氣一呼一吸し
て不知不識我生成を遂ぐべき無量の
恩澤をいふなり

如^カ是^クの故に専ら穢惡邪曲を拔ひ身心
清潔にして敬禮を行ふべき所即ち神
社を設け天神地祇を祀り謝徳の實義
を行はゞ直日之神の御威稜の彌増し
玉ふに及し禍津日神の苟^カりにも窺ひ
玉ふことあらず是故に斯^カく行ふを生
人其本原の神に報い奉る孝道といふ
なり

○第七條 前條に次ぐ神社の解
謹み惟ふに
皇祖皇宗の大宮を始め官國幣社及び府
縣鄉村社と區別し各々社格を定め之
にまつらし玉ふ神社の設けあるもの
は世界無比我國體孝道の然^{シカ}らしむる
所以なり
抑^ク神社とは畏くも

皇祖大神の勅の儘に

皇宗神武天皇の始め玉ふ大御業オホミコノササに則りノゾク

天神地祇先神先皇の尊靈及び國家勲功

者等の神靈をも招き坐マせまつるの神

坐即御家代ミヤヤシロを神社といふ此神社を祀

り祭らせ玉ふものは前項説く所の如

く我國體ミクニガミの孝道に屬す是故に神社は

○他の諸道宗教の信仰自由なるものと

全く性質を異コトにす然れば我國國民たる

ものは必ずす禮實を以て之を迎へ苟

くも神坐の尊嚴を犯すべからざるも

の是神社の特典なり

○第八條 臣民皇上に報いまつるの孝

道

畏くも皇上に報いまつるの孝道は

皇上是

皇祖大御神の勅に法りとらせ玉ひて我
遠祖よりこのかた尚ナ今後子孫の末に
至る迄御國を恭平に臣民を善良に撫
愛し玉ふ故に寢食起卧安穩に治産修
業カ欽くことなく此生成を遂トげさせ玉
ふ無限の皇恩を尊重し奉り至尊最敬
の禮を以てナ又報い奉るべき忠道
皇上を奉戴し又報い奉るべき忠道
忠道章第

四條に能く勤め能く行ふは吾ガ臣民
皇上に報い奉るの孝道なり

○第九條 子の親に報ゆるの孝道

子の親に報いまつるの孝道は先づ吾
身を懐ハ孕ラしより飢寒の苦を忘れ育養
の勞を思はず成長せしめ玉ふ深き恩
徳は言を以て盡くすべからず物を以
て喻ふべからざるなり之を慮りて親

を常に上位に頂き子は下位に居て服
従して背むかす親に盡くすべき忠道
忠道章第五 能く勤め能く行ふは子の
親に報いまつるの孝道なり

○第十條 孝道は諸道中最上道たるの

解

夫斯孝道は生の本原に報ゆる要素な
るが故に好し他の學智に富み學才の

優り復他の諸道宗眼の明らかなるも
能く斯道に適はざるもの之を不孝と
いひ又之を不順といふ此不孝不順は
獨り世法の許さざるのみならず天地
不文の法律天地不文の法律ハ神理の
制裁がみの御心と解す
苟くも之を容るすことなし是故に生
人に於ける諸道中斯孝道を以て最上
の道とす能く勤め能く行ふて我生成

本原の恩徳に報いざるべけむや

武道章第八 生の本原に報ゆるたける

の道の義を明かす

○第一條 國語たけると武道の解

夫れたけるとはたきるなりたきるは
手研タキルにて即ち斷ち截キるの謂なり此た
けるの國語に武の字をかり武をたけ
ると訓む武は武斷の義なり蓋し武の

字性斷也彙武威也威也我國語たけるに適ふ

を以て是に此字をかる當然なり而り
たけるの國語に武の字をかりてより
たけるのみちを武道と稱す

○第二條 武道に伴ふはらひの道の解
又たけるの道に伴ふはらひの道あり
此はらひの言に被の字をかり被をば
らひと訓む蓋し被は被除の義なり被

の字性我國語はらひに適ふを以て是に此字をかる當然なり

此はらひの道や穢惡邪曲未だ行爲の上には表はれざるも心僅に犯されむとするととき中心之を被ひ之を除きて正道に復らしむるの道なり然り而らば武被兩道同一義なりとす此兩道遠ふく神代に起原し此義に解省あり來りて我孝

忠兩道の間に行はれて孝忠兩道の成功を輔く是即風天地の間に行はれて淫雲を吹き妖霧を拂ひ氣をして清朗ならしめ家に疫疾を去り野に虫害を除き萬物の生成を助けて自ら熾盛ならしむるものと理を同ふす斯道の功や多にして且つ大なるものといふべし

○第三條 武道の功用と原因

此武の道や人の私に覆はれ欲に惑ひまつるべき道に違ひてまつるはず又うめるべき道に背きてうめらさるもの之を正道にかへらしむるの道なり換へて言へば邪曲其物が既に行爲の上ニに顯れたるとき其邪曲を斷ち截りて正道に復へらしむるの道なり因み

にいふ我國古來斯武の道に仕へ奉る人をものふといひ之に字をかりて武士と書きたるも亦宜なり蓋しものふといふの縁は物部氏の遠祖饒速日命より始まれり是故に武人をものふといふなり

○第四條 神皇親各別に報ゆる武道
神にまつるべくうめるべき人の道に

違ひてまつらざるうめらざるもの之を
だけり之を拂ひて正にまつらし正に
うめらしむるもの之を生人神に報い
奉る武道といふなり又

皇上にまつろふべくうめるべき臣民の
道に背きてまつろはずうめらざるも
の之をだけり之を拂ひて正にまつろ
はし正にうめらしむるもの之を臣民

皇上に報いまつる武道といふなり又

親にまつろふべくうめるべき子の道
を守らずしてまつろはずうめらざる
もの之をして正にまつろはし正にう
めらしむるもの之を子の親に報ゆる
武道といふなり

○第五條 武道の功德

夫武道の徳や父子の間に行はれて子

克く孝に君臣の間に行はれて臣克く忠に家に行はれて身修り家齊ひ孝子出で忠僕従ふ國に行はれて奸賊蹤を絶ち忠勇自ら顯はる爲めに天福祉を降して國を利し侮辱災害亦自ら消除す是故に國安を萬世に保持し國威を天下に發揚す偉なる哉斯功大なる哉斯德なり

是故に斯道を尊重し奉行するを生の本原に報ゆるたけるの道といふなり
忠道章第九 生の本原に報ゆるうめるの道の義を明かす

○第一條 國語うめると忠道の解
夫れうめるとはうづめるの義なりうづめるとは誠心を以て受恩の德澤に報い埋め授恩者の心をして満足せし

むるを「うめる」といふ蓋し此「うめる」の
國語に忠の字をかりて忠を「うめる」と
訓む忠は忠實の義にして誠心の充實
するをいふ蓋し忠の字性周書、謚一法ニ危レ
身ヲ奉レ上ニ謂レ忠
我國語「うめる」に適ふを以て是に此字
をかる當然なり而り此國語「うめる」に
忠の字をかりてより「うめる」のみちを
忠道と稱す

○第二條 忠道は事實の道の解

斯、忠の道や生の本原に報ゆる道の事
實なり事實とは生の本原に報ゆる道
の實現をいふ例へば地徳の天恩に報
ゆるの事實は萬物の發生に依りて顯
はれ生人其本原に報ゆる事實は忠情
の發現即ち其行爲に依りて表はる是
故に斯、道を以て生の本原に報ゆる事

實の道とす又孝武の至れるを忠といふ是即事實なればなり

○第三條

生人の神に報い奉る忠道

夫れ我^ガ生^カ人生成本原の神に報い奉るの忠道は我^レ終生之を説くも恐らくは之を盡くすこと能はず畧して今此に其一二を擧ぐれば抑^カ我^カ生^カ人神理を畏み人道を尊び神の

生みまし、御國を愛護する故に身を常に國利に委ねて民福を圖り國難に處して身命を惜ます又神の生みませる萬物の成育を助くる故に功なきに方長を折らず又一滴の水一片の薪をも益なきに之を費さざるは神物を愛護する故なり又臣民の本分を以て天皇の大御業^{オホミキワザ}を誠實に輔佐し奉るは是

神の垂れまじ、皇道を重むざる故なり如^レ是^レ事々物々神恩を尊び神徳を重むざるを以てすれば是^レ我^ガ生^カ人神に報い奉る忠道といふなり

○第四條 臣民の皇上に報い奉る忠道 我^ガ臣民統治の大業を執らせ玉ふ畏も天皇の大御心を心として時弊の侵害を避け冗費を省き産業を勵みて専ら富

國の原を圖り傲慢を去り怠惰を退け身體を健康にして兵力の強剛に備へ外侮を受くることなく要するに

皇慮を安む^シ奉るは國を安からしむるにあり是^レ我^ガ臣民

皇上に報い奉る忠道の一端なり

○第五條 子の親に報ゆるの忠道

我^ガ生^カ人親に報ゆるの忠道は現身所生

の父母に衣食の孝養を盡して満足を得せしめ復^タ遠祖の功勞を追懷して其靈魂の吊慰に竭くし意^{ココロ}僅に遺る所なからしむるは必ず欠くべからざる忠實なり然りと雖ども是唯忠實の一端にして未だ生成の恩功德澤に填充するに足らず是故に放慢怠惰を戒慎し専ら家中を合和し身體の健康を謀り

産業を治め家聲を擧げ私を去り公に従ひ法を守り衆と和し勉めて斯大道を治修するは親の心の安穩にして満足せしむるの要法なり是故に斯く行ふを子の親に報ゆるの忠道なりとす
○第六條 重ねて忠道の實を説く
夫れ忠は實に在て名に在らず名あり實なき之を不果といふ不果と曰^ハは例

へば聲あり形なきもの之を妖といひ
徳を陽アラハし悪を陰カクすもの之を奸といふ
妖魅は正道之を排斥し奸佞は直人之
を忌避す是等の屬ひ世に於て害あり
而も功あることなきが如し是故に之
を名づけて不果といふ不果は即ち不
成の謂ひなり
是故に名に走り虚名業に怠る産業も

の之を忠實と爲セず苦勤勉勉を厭ひ樂放
樂を貪るもの之を不良に屬す名に走
り業に怠る時は國力劣り國家苦を厭
ひ樂を貪る時は體力衰ふ身體若し國
力劣り體力衰ふ時は富強の原何に依
てか立つこと得む
請ふ者よ諸道諸業等各秘訣密趣あり
此秘密を治修する期トキは色力康健の時

の生後十年十五年以後に限る徒らに此時期を失は、勉めて治修するも秘密を得難し秘密を得るにあらざれば効果を^得かたし業に於て^功果なくむば何を以てか忠道に對へむ是故に幼時學を勤め壯年業を修め其^功果を治修して終身酬ゆべきの道に盡す是即忠實なり

假令孝武あるも忠實なくむば孝武も亦全からず偶之を人身に比せむ乎孝は頭の如く武は手の如く忠は足の如し足なくむば身體立たず頭手亦用を爲さず足は是身體運用第一の機關にして忠は是我國體最樞の要道なり是故に我國體即大道の隆昌は力を忠道に盡くさばるべからず例へば身體

の健康を求めば健脚の法を煉磨すべく
脳力の發育を欲せば足心を治修す
べく治國の要は民力を養ふべく民力
の育養は冗費を省き産業を奨励すべ
きが如し

然り我國體即大道の隆昌は忠道の充
實にあり忠道實なれば孝武も亦實な
り孝武忠道一實に歸するもの直に是

惟神の大道なり斯大道を自得するも
の之を道德といふ

夫道德は治心の術なり政刑は治國の
法なり世に治國の法ありと雖も人に
治心の術なくむば治國の法其功を奏
せず復治心の法は體育に利あり智育
に功あり是故に教へて道德を修め治
心に富ましむるを第一とす是即德育

なり德育は能く體育を成し又能く智
育を就す德育より來る體育は處世の
實に適し又能く治國の力を助く德育
なき智育は世益極めて僅少なり唯世
益の僅少なるのみならず反りて治國
に害あり是故に教ふるに德育を以て
之を先きにし智育之に次ぎ導くに政
を以て之を先きにし刑之に次ぐ若し

德育微にして智育強よければ政刑の
功亦輕微なり例へば蛙面に灌水の感
跪く鹿角蜂蠆の毒尾を容れざる如し
是故に知るべし德育民に洽ねからは
政刑嚴ならざるも民能く耻を知り惡
を改む若し德育民に洽ねからざれば
政刑嚴なりと雖も民罪を免るゝこと
を知りて耻を知らず古聖曰ふ所を看

よ慚耻之服於諸莊嚴爲最第一慚如鐵
鉤能制人非法と而り德育を施し民を
して慚耻の心に富ましめば政刑嚴な
らざるも必ず能く其功を奏す政刑と
道德と連繋して離るべからざること
は譬は車の兩輪の如し道德ありて政
刑功を奏し政刑嚴正にして道德愈隆
盛なり是故に政刑と道德と兩輪一等

して始めて國家の圓融と得べきなり
是故に有司斯に施すは有司の忠なり
衆庶斯に勤むるは衆庶の忠なり況む
や我指導の任に在るもの黽めて斯に
勤めざるべけむや如是上下斯に勤め
斯に格らば是即忠道の實に適ふ之を
我生人其本原の德に報い埋むといふ
なり

終結章第十 本論終結

我國體即大道の玄要は深遠にして極むべからず上に説く所の如きは畢竟斯道經緯の概畧に過ぎず概畧は言ひ易く微細は盡し難し假令之を説くことあるも之を守り之を行ふことは難し行ふて猶盡きざるものは斯道なり能く守り能く行ふて未だ及ばざるも

のは斯道なり盡きざるを盡くし及ばざるを及ばし勤めて怠らざる之を行ふと云はむ乎已行ふて而後他をして行はしむるもの之を教ふと云はむ乎教へて倦むことなき是我生成本原の恩德に報ゆる本分ならむ乎是本論の由りて起る所以なり

大日本皇國國體要論終

跋曰

松竹梅之贊辭

天定之乎神教之乎人始之乎未_ス知其所_ラ由來_ル

抑為孝道之標榜示地德報天恩之大義
一春長一枝盛夏葉猶茂秋冷不凋冬寒
不枯帶常盤名而冠同種族是此清操誰

不稱贊時則於神言社頭為神籬巍々風
致韻肅々幽邃樣此韻此樣以言難述者
何也曰松也此松國讀謂之麻都麻都者
我大道麻都流之道即為孝道之標榜也
又為武道之標榜清操表於外而綠色濃
高節微於內而檢束約中心空虛示無私
清姿卓立表公平攝風艱雪苦而容易不

撓悟難堪則破身處難偉哉此子大哉此
君萬世持此清操寒熱裏生嗣子而千秋
不斷者何也曰竹也此竹國讀謂之多計
多計者我大道多計留之道即為武道之
標榜也

又為忠道之標榜外姿質朴中心切實先
於衆開顏芳香馥郁後於衆緘口令他羨

望有實契於炎熱永遠不腐有花結於酷
寒近待歲回以伴佳賓用心緻密注意周
到是持此高操以荷君子榮者何也曰梅
也此梅國讀謂之字米字米者我大道字
米留之道即為忠道之標榜也
嗚呼三子相伴而不相離年々立歲首門
頭示國體之大義於上下或時昇婚姻賀

筵說大道之真相於相互無言之言無教
之教可謂不言而能治不令而能行嗚呼
聖哉三子

重遠保錄



明治四十五年三月五日 脱稿
大正元年十一月二十四日 成刻
全全 年十二月六日 印刷
全 年十二月十一日 發行

定價金壹圓

版權
所有

京都市上京區室町通二条下藥屋町十五番戶
山城山科花山神社々掌

著作印刷兼發行者

中川周順

京都市二条通河原町東へ入

賣捌書林

寶文館

京都市神田區表神保町

賣捌書林

東京堂

全 公	全 公	全 公	全 公
五 天	五 天	五 天	五 天
羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日
羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日
羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日
羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日	羊 十 二 月 六 日



東
京
堂

中
山
風
韻

寶
文
齋

安
齋
金
堂
圖

終

